

介護保険における高額介護サービス費の過少支給について

龍ヶ崎市では、介護保険における高額介護サービス費(※)のシステム上算定で誤りがあり、一部の利用者に本来より少ない金額を支給する事案が発生しました。

(※)高額介護サービス費

1か月間に利用した介護保険サービスに対して、支払った自己負担額の合計額が一定の上限を超えた場合は、その超えた分の額を支給する制度。

【算定誤りの内容】

「公費負担医療対象者が利用した特定の介護保険サービスに支払った自己負担額」が高額介護サービス費の算定に含まれておりませんでした。

【追加支給の概要】

- 対象期間 令和元年12月～令和4年7月サービス利用分
- 対象者 4名
- 追加支給額 89,918円

【現在までの対応状況】

| 年月日 | 内容 |
|-------------|----------------------|
| 令和3年12月 | 厚生労働省から、算定事務の確認依頼あり。 |
| 令和4年9/12(月) | 介護保険システム改修完了。 |
| 9/13(火) | 対象者の抽出等を本市で開始。 |
| 9/21(水) | 算定誤りの対象者の抽出完了。 |

【今後の対応】

追加支給対象者に、お詫びと追加支給についてのご案内をお送りします。
令和4年10月中に不足分を追加支給します。
今後、適用条件などのチェック体制を強化し、再発防止に努めます。

| | |
|-----|--|
| 担当課 | 龍ヶ崎市 福祉部 介護福祉課 介護保険グループ 担当者：佐々木・久・山本(ささき・ひさ・やまもと) 連絡先：0297-60-1529(直通) |
|-----|--|